

府子本第102号  
29初幼教第16号  
子保発0307第1号  
平成30年3月7日

各都道府県民生主管部（局）長  
各都道府県私立学校主管部（局）長  
各都道府県教育委員会幼稚園関係事務主管部課長 殿  
各指定都市・中核市民生主管部（局）長

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)  
(公印省略)

内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)  
(公印省略)

文部科学省初等中等教育局幼児教育課長  
(公印省略)

厚生労働省子ども家庭局保育課長  
(公印省略)

「子ども・子育て支援新制度における指導監査等の実施について」の  
一部改正について

標記については、「子ども・子育て支援新制度における指導監査等の実施について」（平成27年12月7日付け府子本第391号・27初幼教第28号・雇児保発第1207第1号内閣府子ども・子育て参事官（子ども・子育て支援担当・認定こども園担当）・文部科学省初等中等教育局幼児教育課長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長連名通知）により、基本的な考え方をお示ししているところであるが、今般、本通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので通知する。

各都道府県におかれては、十分御了知の上、貴管内市区町村に周知するとともに、関係部局及び市区町村と連携の上、その運用に遺漏のないよう配慮願いたい。